

平成 28 年 2 月 24 日

各 位

 会社名
 KeePer技研株式会社

 代表取締役社長
 谷
 好通

(コード番号:6036 東証マザーズ)

問合せ先 常務取締役 鈴 置 力 親 経営企画本部長

(TEL 0562-45-5258)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成28年2月24日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部又は市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表いたしました「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は株式会社名古屋証券取引所に対し、当社普通株式の株式会社名古屋証券取引所本則市場(市場第一部又は市場第二部)への上場を申請しております。

しかしながら、当社の申請が株式会社名古屋証券取引所より承認を受けられない等、何らかの理由 により、当社普通株式の株式会社名古屋証券取引所への上場が実現しない場合があります。

【本資金調達の目的】

当社は、企業理念「日本に新しい洗車文化を」のもと、企業ビジョン「日本人独特の高い美的感覚に訴える高品質な洗車やカーコーティングなど、車の美的事業を日本国中に広げ、日本国中の車をより美しくする事でお客様に喜びを提供し、みんなと共に喜ぶ。車の美的事業に係る日本国中の店舗を、誇りを持って従事できる喜びの職場にし、日本独特の洗車文化を作り上げる。」を掲げております。

かつては車を頻繁に買い換え、新車に乗っていることがステータスでしたが、今では、たとえ年数が経った車でも、それを大切にキレイに乗り続けていることが一つのライフスタイルの表現になってきております。そんな車文化の価値観の変化の中で、かつてカーコーティングとは「新車を買った時に施工するもの」という性格が強かったのですが、今では、ある程度の年月を乗ってからもカーコーティングを施工して「キレイに長く乗る」ニーズが高まっております。つまり、カーコーティングは、新車販売時にカーディーラーで施工する商品から、アフターマーケットとして「専門店」「ガソリンスタンド」等での施工も当たり前の商品になってきております。

当社は全国のガソリンスタンドを中心としたカーアフターマーケットに、キーパーコーティング(注)のためのケミカルをはじめ、道具、機械類の開発・製造、販売を行うキーパー製品等関連事業により、キーパーコーティング施工技術を各種の研修会を通じて普及してまいりました。平成27年6月期の実績では、全国11か所のトレーニングセンターにおいて約3万5千人を超す研修生を受け入れております。

また直営店として一般の消費者にキーパーコーティング等のサービスを直接提供する「カーコーティングと洗車の専門店」のキーパーLABO運営事業を運営しております。

これらの活動によって、カーアフターマーケットの世界でのキーパーコーティングの施工技術を上

げ、技術力の向上=カーコーティングの高品質化を果たして、消費者に安心してキーパーコーティング を受けていただける土壌を作っております。

今回の新株式発行による調達資金は、キーパー製品等関連事業における研修活動をより充実させるために、新たなる地域にトレーニングセンターを新設するためと、既設のトレーニングセンターの設備を充実させるための設備投資に充当します。

また、キーパーLABO 運営事業における店舗展開を拡充させるための新店開発、既設店舗の補修拡大などの設備投資に充当することにより、当社の持続的な成長のための事業基盤の充実を図るとともに、財務基盤強化を進め、企業価値および株主価値の更なる向上を目指してまいります。

今回同時に実施する株式売出しは、当社の株式分布状況の改善並びに流動性の向上を図ることを目的として実施するものであります。

(注) キーパーコーティングとは、キーパー製品とキーパー施工技術に基づいたカーコーティングの 総称です。塗装を磨き削ることなく塗装本来の艶を引き出し、紫外線、酸性雨、走行中の摩擦などの 外的な攻撃から塗装を守り続けることを目的としています。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

(1) 募 集 株 式 の 当社普通株式 292,500 株 種 類 及 び 数

(2) 払 込 金 額 の 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規 決 定 方 法 定される方式により、平成 28 年 3 月 7 日 (月) から平成 28 年 3 月 10 日 (木) までの間のいずれかの日 (以下「発行価格等決定日」という。) に決定する。

(3) 増加する資本金及 び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される 資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資 本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減 じた額とする。

(4) 募 集 方 法 一般募集とし、東海東京証券株式会社を主幹事とする引受団(以下「引 受人」と総称する。) に全株式を買取引受けさせる。

なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行 価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額と の差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日 まで。
- (7) 払 込 期 日 平成28年3月17日(木)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 谷好通に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- ご注意 この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目 的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見 書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)

(1)	売 種	出類	株及	式び	の 数	当社普通株式	207, 500 株
(2)	売売	出出	人株	及式	び数	谷 自 鈴 賀 竹 永 矢 天 田 十 半 修 親 介 附 一 大 裕 上 次 所 中 一 并 縣 一 大 解 中 一 并 郎 弥 中 伸 , 下 伸 亦 永 元 平 中	66, 700 株 34, 000 株 33, 000 株 33, 000 株 12, 800 株 10, 000 株 8, 000 株 5, 000 株

- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支 払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受 価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成28年3月18日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 谷 好通に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記【ご参考】1. をご参照のこと)

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 75,000 株 種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 壳 出 人 東海東京証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、東海東京証券株式会社が当社株主から 75,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成28年3月18日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 谷好通に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行(本件第三者割当増資)(後記【ご参考】1. をご参照のこと)

(1) 募集株式の 単社普通株式 75,000株 種類及び数

- (2) 払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込 決 定 方 法 金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される び資本準備金の額 資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 東海東京証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成28年4月12日(火)
- (6) 払 込 期 日 平成28年4月13日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5) の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本件第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 谷好通に一任する。
- (10) 前記各号については、本件第三者割当増資の発行価額(払込金額)の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

前記「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から75,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、75,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年2月24日(水)開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成28年4月13日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から平成28年4月8日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東海東京証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

東海東京証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、東海東京証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 6,937,600 株 (平成 28 年 2 月 24 日現在)

公募増資による増加株式数292,500 株公募増資後の発行済株式総数7,230,100 株

第三者割当増資による増加株式数 75,000 株 (注) 第三者割当増資後の発行済株式総数 7,305,100 株 (注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対し東海東京証券株式会 社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 102,356,000 円について、 全額を当社の設備資金に充当する予定であります。

設備資金の内訳は、平成 28 年 6 月期のキーパーLABO 運営事業における新規出店資金に 240,000,000 円、残額を平成 29 年 6 月期のキーパー製品等関連事業における営業所・トレーニングセンターの新設・改修及びキーパーLABO 運営事業における新規出店資金に充当する予定で あります。

また、上記手取金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、当社の設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成28年2月24日)現在(ただし、 投資予定金額の既支払額については平成28年1月31日時点)、以下のとおりとなっております。

	セグメン ト名	所在地	設備の 内容	投資予定額(千円)		資金調達	着手年	完成予	完成後
事業所の名称				総額	既支払 額	方法	月	定年月	の増加 能力
高島平店	キーパー LABO 運営 事業	東京都 板橋区	店舗	34, 528	6, 528	增資資金 (注) 2	平成 27 年10月	平成 28 年 3 月	(注) 4
三鷹店(仮称)		東京都三鷹市	店舗	59, 080	11, 080	增資資金 (注) 2	平成 27 年12月	平成 28 年 5 月	(注) 4
古市場店 (仮称)		千葉県 千葉市	店舗	45,000	_	增資資金 (注) 3	平成 28 年 3 月	平成 28 年 6 月	(注) 4
水戸店(仮称)		茨城県 水戸市	店舗	45, 000	_	增資資金 (注) 3	平成 28 年 3 月	平成 28 年 6 月	(注) 4
その他平成 28年6月期出 店予定4店舗			店舗	150, 000	_	増資資金 (注) 3	平成 28 年4月	平成 28 年 6 月	(注) 4
平成 29 年 6 月期、営業 所・トレーニングセ ンターの新設・改 修及び、店舗 出店予定 24 店舗	キーパー 製品等関 連事業・ キーパー LABO 運営 事業	_	営業 所・トレーニ ングセンタ ー、店舗	960, 000	_	増資資金 (注) 3、 自己資金 及び借入 金	平成 28 年 6 月	平成 29 年 6 月	(注) 4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 平成27年1月6日付け取締役会決議による増資資金であります。
 - 3 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による増資資金であります。
 - 4 現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。
- (2) 前回の調達資金の使途変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達による当期業績への影響は軽微でありますが、今回の調達資金を上記「(1)今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社の企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけており、株主への長期的な利益還元を実現するため、内部留保を充実し、環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行う必要があると考えております。

今後の利益配分の基本計画としては、株主への利益還元と内部留保のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じた柔軟な対応を図っていく方針であります。

上記の方針のもと、株主への利益還元重視の姿勢を明確にすべく、配当性向 20%を目標とすることとしております。

当社は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本方針としておりますが、この他、機動的な株主還元政策の1つとして、取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第 459 条第 1項各号に掲げる事項をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業体質の強化に向けて財務体質の充実を図りながら、今後 の成長に必要な店舗展開等の有効投資に充当してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年6月期	平成26年6月期	平成27年6月期
1株当たり当期純利益	74. 31 円	106.27 円	126. 79 円
1 株 当 た り 年 間 配 当 金 (内 1 株当たり中間配当金)	6, 250 円 (一)	6, 250 円 (一)	8.00円 (一)
実績配当性向	10.5%	7.4%	6.3%
自己資本当期純利益率	36.8%	37.3%	20.8%
純 資 産 配 当 率	3.9%	2.8%	1.4%

- (注) 1. 平成26年11月27日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っておりますが、平成25年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び純資産配当率の算出に使用する1株当たり純資産を算定しております。なお、1株当たり年間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
 - 2. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金(株式分割考慮後)を1株当たり当期純利益で除した数値です。
 - 3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本(期首と期末の平均)で除した 数値です。
 - 4. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金(株式分割考慮後)を1株当たり純資産(期 首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は 0.7%です。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
平成 25 年 7 月 9 日	48,000 株	87 円	4, 176, 000 円	平成 27 年 7 月 11 日から 平成 34 年 7 月 10 日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去のエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	增資後資本金	增資後資本準備金	
平成 27 年 2 月 10 日	有償一般募集 585, 120 千円	887, 424 千円	585, 120 千円	
平成 27 年 3 月 10 日	有償第三者割当 117,024 千円	1,004,448 千円	702, 144 千円	

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

@ 2 - V 3 7 3 11 4 7 1 E D								
	平成25年6月期	平成26年6月期	平成27年6月期	平成28年6月期				
始値	一円	一円	3, 160 円	2,601 円 口1,243 円				
高値	一円	一円	3, 325 円	2,709 円 □1,647 円				
安値	一円	一円	2,503 円	2,072 円 □1,202 円				
終値	一円	一円	2,607円	2, 425 円 □1, 527 円				
株価収益率	一倍	一倍	20.6倍	一倍				

- (注) 1. 当社株式は、平成27年2月12日をもって株式会社東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、平成27年6月期の株価は上場日以降のものです。
 - 2. 平成 28 年 6 月期の株価の□印は、平成 27 年 10 月 1 日付の普通株式 1 株につき 2 株の株式分割による権利落後の株価であります。
 - 3. 平成 28 年 6 月期の株価等については、平成 28 年 2 月 23 日 (火) 現在で記載しております。
 - 4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成28年6月期については、未確定のため記載しておりません。
- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である谷好通、売出人である谷北斗、畠中修、鈴置力親、賀来聡介、竹内大輔、永田裕一、矢島洋、天野次郎、田中伸弥、当社株主である株式会社タニ、JXトレーディング株式会社及び名古屋中小企業投資育成株式会社は東海東京証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等(ただし、

引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸 し渡すこと等は除く。) は行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上